

平成25年第1回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成25年3月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成25年3月12日

4. 出席議員(13名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
12番 中原 裕侑	13番 尺田 公造
14番 佛圓 大源	

5. 欠席議員(3名)

8番 渡 紘八	15番 南田 秀夫
16番 馬上 勝登	

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副 町 長	立花 隆藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	内田 充
民 生 部 長	清代 政文
建 設 部 長	上馬場 達実
教 育 部 長	藤森 孝弘
総 務 部 参 事	石井 節夫
総 務 部 次 長	岩田 秀次

民 生 部 次 長	光 本 一 也
建 設 部 次 長	森 本 昌 義
教 育 部 次 長	三 村 伸 一
総 務 部 調 整 監	西 村 隆 雄
企 画 財 政 課 長	民 法 勝 司
商 工 観 光 課 長	時 光 良 弘
税 務 課 長	貞 永 治 夫
住 民 課 長	宗 條 勲
健 康 課 長	平 本 清 士
生 活 環 境 課 長	沖 田 浩
都 市 整 備 課 長	横 山 大 治
開 発 指 導 課 長	林 武 史
下 水 道 課 長	中 井 雅 晴
水 道 課 長	曾 根 和 典
生 涯 学 習 課 長	柴 原 布 早 子
会 計 課 長	中 村 憲 治

7 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長	立 花 一 郎
議 会 事 務 局 書 記	藤 友 竜 也

8 . 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

- 日程第 1 議案第 3号 熊野町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 4号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案について
- 日程第 3 議案第 5号 熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案について
- 日程第 4 議案第 6号 熊野町新型インフルエンザ等対策本部条例案について
- 日程第 5 議案第 7号 熊野町工事分担金条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 6 議案第 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 7 議案第 9 号 町道の路線変更について
- 日程第 8 議案第 10 号 平成 24 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第 11 号 平成 24 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 10 議案第 12 号 平成 24 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 13 号 平成 24 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 12 議案第 14 号 平成 24 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 13 議案第 15 号 平成 24 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 16 号 平成 25 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 15 議案第 17 号 平成 25 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 18 号 平成 25 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 19 号 平成 25 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 20 号 平成 25 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 21 号 平成 25 年度熊野町土地取得特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 22 号 平成 25 年度熊野町上水道事業会計予算について
- 日程第 21 発議第 1 号 ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案について

~~~~~

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

副議長（久保隅） それでは、皆さん、おはようございます。

議長におかれましては、本日も欠席の届けがありますので、本日の会議につきましては、副議長において進行を務めさせていただきます。円滑な議事進行につきまして、御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議

を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

副議長（久保隅） これより日程第1、議案第3号、熊野町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

町長（三村） 議案第3号、熊野町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町障害程度区分認定審査会の定数等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、これまでの障害者自立支援法の名称が、平成25年4月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更となることに伴い、条例中の法律名を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

副議長（久保隅） これより日程第2、議案第4号、熊野町指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

暫時休憩します。

(休憩 9時34分)

(再開 9時37分)

~~~~~

副議長(久保隅) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第2、議案第4号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案について、日程第3、議案第5号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案についてを一括議題といたします。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第4号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案及び、議案第5号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議案第4号及び議案第5号につきましては、平成23年度に地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図ることを目的とした地域主権改革一括法が公布され、これまで介護保険法に基づき厚生労働省令で定められていた地域密着型サービス等の各種指定基準等について、地方自治体の実情に応じて条例で定めることとなりました。

議案第4号につきましては、要介護認定者が利用する指定地域密着型サービスに関する基準を、また議案第5号につきましては、要支援認定者が利用する指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を条例で制定するものでございます。

詳細につきましては、民生部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） それでは、議案第4号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案、議案第5号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案につきまして、御説明申し上げます。お配りしております資料6をごらんください。

議案第4号は、要介護1から要介護5の介護認定者が利用する地域密着型サービスの事業指定基準について、議案第5号は要支援1及び要支援2の認定者が利用する地域密着型介護予防サービスの指定基準について、それぞれ明記しております。

平成18年4月からの地域密着型サービスの開始以降、町内に事業所を有する指定地域密着型サービスの事業所については、厚生労働省令での指定基準に基づき町が事業所指定をしておりましたが、地域主権改革一括法案に基づく介護保険法の一部改正により、指定基準についても地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。

3に記載しております条例制定の基準についてですが、従来の厚生労働省令の各種基準ごとに従うべき基準、標準、参酌すべき基準に分かれており、独自の基準を制定できるものは、参酌すべき基準の設備及び運営に関する基準のうち利用者の処遇に関する事項の一部を除いたものとなっております。

なお、標準については基本的には独自のものを設定することはできませんが、関係機関等からの意見聴取や協議会等に諮り、合理的と認められる場合は独自基準の設定が可能となっております。

次のページをお願いします。4の条例の構成ですが、条例の趣旨や定義といった総則と、各サービスごとの基本方針、人員、設備、運営に関する基準によって構成されております。議案第4号では8つのサービスについて定めております。また、議案第5号では3つのサービスについて定めております。

5の条例制定の町の方針ですが、現在開設中の各事業所ともに、現行の厚生労働省令の基準で支障なく運営されていることから、厚生労働省令に準じたものとなっておりますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のユニット型居室の定員数については、独自の基準を設定しております。

6の各サービスの主な基準ですが、全てのサービスに共通する項目である代表者及び管理者の配置についての人員に関する基準と、運営に関する基準については、現行の厚

生労働省令の基準に基づいております。

次の13ページから15ページにかけての各サービスごとの人員及び設備に関する基準についても、現行の厚生労働省令の基準に基づいておりますが、15ページ上段の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のユニット型居室の定員数については、原則1人とするものの、最大で4人まで可能とする独自基準を設定しております。

独自基準を設定した理由としましては、介護老人福祉施設を広島県条例で定めることとされた際に、県が各法人に調査を実施したところ、複数名での生活をするのが適当として認められる利用者もいるため、柔軟に対応できるようにしてほしいとの要望があり、広島県条例制定時に4人まで認める独自基準を設定したことを踏まえたことによるものです。

以上が議案第4号及び第5号の条例案の内容でございますが、町としましてもこの基準に従い、新規事業所の指定並びに6年ごとの更新指定を適正に行い、また年に1回の事業所に対する実地指導を行うことで、介護保険の適正な運営に努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

尺田議員。

~~~~~

13番（尺田） 時々施設の中に入居者数に応じた介護者が、数が少ないんじゃないかという疑問が来るんですよ。これはどういう形で職員の確認をしてるのか。

熊野の中の施設の中でそういう人員は規定どおり守られているのかどうか、確認したことがあるのかどうかを教えてください。

~~~~~

副議長（久保隅） 清代民生部長。

~~~~~

民生部長（清代） 毎年、県指定の法人につきましては県のほうが監査をしております。今の町の指定の地域密着型についてですが、これは年に1回、各事業所を訪問して、職員の名簿、勤務簿等で確認をしております。

~~~~~

副議長（久保隅） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について採決します。本案については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

副議長（久保隅） これより日程第4、議案第6号、熊野町新型インフルエンザ等対策本部条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第6号、熊野町新型インフルエンザ等対策本部条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町新型インフルエンザ等対策本部条例案につきましては、新型インフルエンザ等の発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成24年5月に公布され、この法に基づく緊急事態宣言が出されたときは、各自治体において新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務づけられたことから、これに必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、健康課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長（久保隅） 平本健康課長。

~~~~~

健康課長（平本） 議案第6号、熊野町新型インフルエンザ等対策本部条例案につきまして、資料7により御説明申し上げます。

まず、条例制定の概要でございます。この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法が国において制定され、市町村は緊急事態宣言以降に新型インフルエンザ等対策本部を設置することが義務づけられたため、これに必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例の主な内容でございます。第2条の組織体制に関する規定として、本部長、副本部長、本部員、その他必要な職員を置くこととしております。本部長は法律において町長がこれに当たることとなっております。

第3条の会議に関する規定につきましては、本部長は他市町、県、医療機関等との情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて会議を招集し、また国、県の職員等を会議に出席させ、意見を求めることができることとしております。

第4条の部の設置に関する規定につきましては、本部長は必要に応じ本部内に部を置くことができることとしております。

最後に、施行期日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条に規定する、政令で定める日といたします。

なお、具体的には県の行動計画が策定された後、速やかに熊野町行動計画を策定することとしております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） このインフルエンザはどのぐらいの発生率があった場合に本部を開設されるのかというのと、ことしインフルエンザでかなり学級閉鎖等があったのかどうか

というのをちょっとお聞きしたいと思います。

副議長（久保隅） 平本健康課長。

健康課長（平本） 緊急事態宣言が発令されるものにつきましては、住民の生命及び健康に重大な被害を与えるおそれがある場合とか、全国的に急速な蔓延によって生活及び経済に甚大な影響を与える場合ということがありますので、前回、新型インフルエンザがあったような場合には、今回制定する緊急事態宣言は出ることはないと思っております。相当大きなものということで想定されております。

それと、学級閉鎖につきましては、ちょっと私のほうが余り正確な数字は持ってないんですけども、多少あったというふうなことは聞いております。

私のほうからは以上でございます。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 緊急事態宣言ということですが、あくまでもこれは新型インフルエンザ、強毒性、病原性、先ほど課長が申しましたが、前回のは弱毒性ということでした。強毒性ということで、非常に死亡率が高いとか、そういうことで社会経済が影響を及ぼす状況が大きい場合に緊急事態宣言。しかもこれについては各地域、日本に入ってきて、どこではやっているか、そういう地域性等も考慮されて緊急事態宣言が発令されることになっております。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） それはじゃあ県のほうから指導があるとか、あるいは例えば熊野町で最初にそういうインフルエンザが発生した場合に、1人か2人が発病しますよね。その後どういう形で向こうの、県のほうと協議されるとかあるんですかね。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） まず、新型の強毒性のインフルエンザについては、海外で発生する  
ということが想定されております。現在、実際にH1N5でしたか、強毒性の部分で海  
外で鳥から人へという状況はございます。それが人から人へうつる、それが蔓延してく  
るという状況のときに考えられます。

まずは国内、国においては国内に入らないように、そういう情報提供、注意がありま  
す。仮に国内に入った場合でもどこに入ったか、どこで発生したものがどこに入ったか  
というようなそういう情報を分析されて、国において緊急事態宣言が発令されるという  
ことでございます。

~~~~~  
副議長（久保隅） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。本案については、原案のとおり可決するこ  
とに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案のと  
おり可決されました。

~~~~~  
副議長（久保隅） これより日程第5、議案第7号、熊野町工事分担金条例の一部を改  
正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第7号、熊野町工事分担金条例の一部を改正する条例案についま  
して、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町工事分担金条例の一部を改正する条例案につきましては、現在、農林土木工  
事を実施する場合において、特に利益を受ける者からはこの条例に基づき分担金を徴収し

ておりますが、このたび県費補助事業について新たに高率補助が設定されたことや、農林道等における取り扱いの見直しを行うなど、町の農林産業を取り巻く環境の変化に即したものとするため改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） それでは、議案第7号、熊野町工事分担金条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

資料8、19ページの新旧対照表をごらんください。熊野町工事分担金条例は、地方自治法第224条の規定に基づき、昭和43年に制定されたものであり、趣旨といたしましては、農林土木工事により特に利益を受ける者から分担金を徴収することを定めたものでございます。

まず条文でございますが、第1条、第2条については言葉の整理でございます。

第3条につきましては、第1項中の別表を改正しておりますので、その詳細な内容について御説明いたしますので、資料8、20ページの別表をごらんください。

まず、農道・林道の新設改良工事でございますが、現行では幅員2メートル以上4メートル未満の場合、負担率を事業費の10分の2としておりましたが、幅員4メートル未満の場合、負担率を事業費の10分の2とすることに変更いたしました。これは現行においては2メートル未満の場合は里道と同等とみなし、負担率を事業費の10分の5としておりましたが、今回の改正により里道の負担率を軽減したためでございます。

なお、里道の負担率軽減につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、農・林道の維持補修でございますが、現行では全ての維持管理工事について負担率を事業費の10分の2としておりましたが、幅員4メートル以上の農道・林道では、生活道として使用されている場合が多く、不特定多数の方が使用されるため受益者が特定できず、道路構造令の基準に合った道路とみなせることから、維持補修に関し分担金は徴収しないこととし、幅員4メートル未満の場合は現行と同様同率の負担率、事業費の10分の2といたしました。

続きまして、里道の維持補修でございますが、現行では熊野町工事分担金条例施行規

則第2条（里道の取り扱い）において、負担率は工事費の10分の5と定めておりましたが、今回の改正により条例化し、負担率を事業費の10分の2といたしました。

なお、里道の維持補修の負担率50%から20%とした理由といたしましては、これまで国の財産であった里道・水路を平成17年度に国から譲与を受け、町の行政財産としたことが大きな要因でございます。

続きまして、ため池の補修・改修工事でございますが、高率県単独事業が補助メニューに追加され、国の補助事業と同等以上の補助率であることより、地元負担率を国の補助事業と同等の負担率5%と定め、熊野町工事分担金条例に追加したものです。

続きまして、資料8、19ページの新旧対照表に戻っていただいて、第3条2項として、前項の規定にかかわらず、工事による受益者を特定できない場合は、当該工事に係る分担金は算定しないという条項を追加いたしました。

近年、農地の宅地化に伴い、管理不足や管理者不在となった農業施設につきまして、分担金を支払う受益者が特定できず、工事実施ができない状況がございます。このため、事故や災害の発生可能性がある場合においては、地元負担金を求めず工事を実施し、それを未然に防止する必要があるためでございます。

最後に、第5条、町長は特に必要と認めるときは分担金を減免することができるでございますが、先ほど説明いたしました受益者を特定できない場合と同様な意味合いを含んでおりますが、この条項は主に緊急工事を想定し、事故や災害が発生したとき、またはその他危険性が高い場合に、早急かつ柔軟な対応ができるよう追加するものでございます。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

佛圓議員。

~~~~~

14番（佛圓） これちょっとお聞きするんですがね、こういう減額になったということで、農家にとっては非常に厳しいものがあるかと思うんですよね。水路を直していただきたいんだけど、負担率が高くなったんで出せないとか、またため池というより、こういう里道なんかにしても、ちょっと直してもらいたいというのが非常に農家にとっ

て農業所得が少ない今日、ここらを控えようかという傾向になってくる可能性は、そこらはどのように考えとってんでしょうか。

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 今回の改正におきましては、むしろ農家の方々の負担を下げるべく、負担率を下げたということでございます。特に、先ほど申しましたため池等は、高率補助ができましたんで、国費レベルと同じような負担金で直せるということでございまして、決して農家から今以上の負担金をいただくというような内容ではございません。以上でございます。

副議長（久保隅） 佛圓議員。

14番（佛圓） 今回のことではないんですが、今まで農家からの負担金で未納になっているということはあるんでしょうか、ないんでしょうか。あればどれぐらい、集計してどれぐらいあるのかということをお聞きしたいんですが。

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 現在、未納はございません。以前、災害復旧工事で1件未納がありまして、これ随分前の話なんです、不納欠損で落としております。また、この負担金の年額というのは、毎年地元負担金で約70万とか60万という単位で推移しております。以上でございます。

副議長（久保隅） 尺田議員。

13番（尺田） じゃあ昔のことで申しわけないんだけど、深原の農道か里道かしら直したことがあったんよね、深原地区で。それは当時負担金の支払ってもらってないという話があったんだよね、十何年かぐらい前かしらに。多分深原のホテルの下のほうだと思

う、この工事。農道か水路かね。これは回収したのかね、10年か十何年前に。

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 大変申しわけございません。今この時点でそれがどの工事であったかということは、大変申しわけございませんが、私は覚えておりません。一応調査をさせていただいて、後ほど御説明申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

副議長（久保隅） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

副議長（久保隅） これより日程第6、議案第8号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

町長（三村） 議案第8号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、町道鶴ヶ沢2号線ほか20本の道路を、道路法の規定に基づき町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、開発指導課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長（久保隅） 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長（林） 議案第 8 号、町道の路線認定につきまして、お手元の資料 2 1 ページからの資料 9 により御説明します。

場所につきましては、2 3 ページに路線一覧図を、また各路線の詳細については 2 4 ページ以降に、位置図と公図を添付しておりますので、御参照ください。

それでは、2 1 ページの路線認定一覧表をごらんください。

まず、1 番の路線番号 6 7 4 鶴ヶ沢 2 号線ですが、延長 1 0 1 . 9 メートル、幅員 6 メートルで、起点は城之堀 5 丁目 7 1 3 6 番地の 1 3 地先、終点が 7 1 3 6 番地の 2 地先です。以下、同様に各路線とも延長、幅員、起終点はそれぞれの欄に記載のとおりです。

次に、備考欄をごらんください、開発と記載しております路線が先ほどの鶴ヶ沢 2 号線ほか 1 0 路線ありますが、これは都市計画法に基づく開発により建設された道路で、既に町で寄附を受けているものでございます。また、位置指定と記載しております路線、土井原 3 号線ほか 8 路線は、建築基準法に基づく道路位置指定により施行された道路で、既に町で寄附を受けているものです。

なお、開発行為による道路は都市計画法に基づく技術基準に適合し、広島県知事の許可を得て建設された道路、また道路位置指定による道路は、建築基準法の規定に基づき、道路を建設しようとする者が広島県からその位置の指定を受けたものです。

最後に、表の一番下、2 1 番、備考欄に新設と記載しておりますが、現在出来庭川角地区で建設中の出来庭川角中央線です。延長 3 1 3 メートル、幅員 9 . 5 メートルで、今回認定を行い、平成 2 5 年度に供用開始する予定です。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 認定が1から20で、新設21号なんですが、ほかにもまだ残っている  
ようなところがあるんでしょうか。

~~~~~

副議長（久保隅） 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長（林） 今のところ、町に寄附をいただいたところは全部網羅しておりま  
す。それから、今現在開発が終わったばかりの24年度に終わったものとかというのは  
まだ入っておりませんので、来年度以降ということになります。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 中原議員。

~~~~~

12番（中原） これは二、三年前から開発されたところもあるよの。何で今の時期に  
なってやったんかな。1年前にやったのもあろうし、2年前にやったのもあろうし。時  
期としてちょうどいい時期じゃったということかな。

~~~~~

副議長（久保隅） 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長（林） 平成16年以降のものが結構あったんでございますけれども、当  
時から実際のところ申しわけないんですけども、ちょっと漏れておったというのが現状  
です。最近のと一緒にやれば台帳を作成するのも安価につきますので、まとめて今回  
やらせていただいたということになります。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 中原議員。

~~~~~

12番（中原） 大体こういうものは認定されたら1年後、1年に一つでもええしとい  
うようにするものじゃないんか。

~~~~~

副議長（久保隅） 林開発指導課長。

~~~~~  
開発指導課長（林）　そうですね、実際には毎年まず台帳を作成して、それを次の年に  
供用開始するというような事務にはなってきます。今回の場合は大変申しわけありませ  
んけども、ちょっと遅くなったということでございます。

以上でございます。

~~~~~  
副議長（久保隅）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅）　質疑を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅）　これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。本案については、原案のとおり決することに  
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅）　異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のと  
おり可決されました。

~~~~~  
副議長（久保隅）　これより日程第7、議案第9号、町道の路線変更についてを議題と  
します。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~  
町長（三村）　議案第9号、町道の路線変更につきまして、提案理由を御説明申し上げ  
ます。

町道の路線変更につきましては、既存の町道2路線について、終点の変更を道路法の  
規定に基づき行うものでございます。

詳細につきましては、開発指導課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
副議長（久保隅）　林開発指導課長。

開発指導課長（林） それでは、町道の路線変更につきまして、お手元の資料により御説明します。資料の67ページ、資料10、路線変更一覧表をごらんください。場所につきましては、次のページに路線一覧図を添付しておりますので、御参照ください。

まず、1番、路線番号575、大道寺1号線ですが、起点は川角2丁目239番地の12地先から、終点川角2丁目256番地の3地先までの、延長110.5メートル、幅員は4メートルから7.3メートルです。こちらは70ページの位置図に示しておりますように、町道に接続して開発が行われ寄附を受けた道路で、既存町道の終点を66.5メートル延伸するものです。

次に、67ページの一覧表に戻っていただいて、2番、路線番号667、深原公園線ですが、起点は新宮2丁目10789番地の1地先から、終点新宮2丁目13367番地の1地先までの延長545.2メートル、幅員は12メートルです。この路線は深原地区で計画されております新県道との接続を見越し、72ページの位置図に示しておりますように、法線を東に振ったことによる終点の変更で、延長は34.8メートル短くなります。

以上でございます。

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

5番（荒瀧） 済みません、2番目の深原公園線のところで路線変更になりましたが、あの前の路線の土地というのは買ってらっしゃるんですか、買ってらっしゃらないんですか。

副議長（久保隅） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 購入しておりません。

副議長（久保隅） ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

副議長(久保隅) これより日程第8、議案第10号、平成24年度熊野町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第10号、平成24年度熊野町一般会計補正予算(第4号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1億2,254万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億2,559万8,000円とするものでございます。

また、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費を、第3条で地方債についてお願いするものでございます。

一般会計補正予算案についての詳細な内容は後ほど副町長から説明をさせます。

~~~~~

副議長(久保隅) 立花副町長。

~~~~~

副町長(立花) それでは、平成24年度熊野町一般会計補正予算(第4号)案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず歳入から御説明いたします。

3ページをお開きください。歳入につきましては、第1表を用いて御説明いたします。第1款町税につきましては、町民税が2,079万7,000円、固定資産税が1,84

5万7,000円増加し、たばこ税が1,289万5,000円の減となっていることから、全体では2,702万4,000円の増となっております。

次に、第3款利子割交付金から第7款自動車取得税交付金につきましては、県から配分される金額の補正でございます。

第11款分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金など、202万9,000円の増でございます。

第12款使用料及び手数料は、町営住宅使用料など186万7,000円の増でございます。

続いて、4ページをお願いします。第13款国庫支出金につきましては、第1項の国庫負担金では、民生費負担金におきまして、社会福祉費負担金878万7,000円の増や、子ども手当に関連する児童福祉費負担金1,381万1,000円や、生活保護費負担金1,493万円などの減額により、合計で1,973万2,000円の減。第2項の国庫補助金では、緊急経済対策として国の補正予算に該当し、老朽化した町道の舗装、修繕の特定財源となる社会資本整備総合交付金4,486万5,000円や、小・中学校の耐震補強の特定財源となる学校教育費補助金1億389万4,000円の増などにより、1億6,034万円の増でございます。第3項の国庫委託金34万9,000円の減を含めると、国庫支出金全体では1億4,025万9,000円の増となっております。

第14款県支出金につきましては、30万2,000円の減となっております。この主な要因は、第1項の県負担金では社会福祉費負担金445万6,000円の増、第2項の県補助金は社会福祉費補助金778万9,000円、児童福祉費補助金422万7,000円の減、第3項の県委託金では選挙費委託金859万4,000円の増などでございます。

第15款財産収入につきましては、第2項財産売払収入で収入される普通財産や里道・水路の不動産売払収入1,545万円の増額を主な要因として、1,739万6,000円の増でございます。

第16款寄附金につきましては、ふるさと納税として収入しております一般寄附金31万円の増でございます。

第17款繰入金につきましては、2億5,315万3,000円の減となっております。これは財政調整基金繰入金7,874万円、公共施設等整備基金繰入金1億4,290万円など、全ての基金繰入金の減でございます。

4 ページから 5 ページにかけての第 19 款諸収入につきましては、72 万 2,000 円の減となっております。これらの主な要因は、第 1 項の延滞金、加算金及び過料では、町民税滞納分の延滞金 108 万 7,000 円の増、第 2 項の受託事業収入では、保育所事業収入 87 万 7,000 円の減、第 5 項の雑入の合計 76 万 1,000 円の減などによるものでございます。

第 20 款町債につきましては、2 億 210 万円の増となっております。主な要因は、各道路改良事業などの事業費の調整に伴うものと、国庫支出金と同様に、緊急経済対策として国の補正予算に伴い実施することとした事業の特定財源の増でございます。

なお、このたびの地方負担となるものの一部が、新年度に、地域の元気臨時交付金として歳入されることとなっております。なお、10 ページの第 3 表でこれらの内容を掲載しております。

次に、歳出について御説明させていただきます。歳出予算については主に執行残に伴う不用額の減額などがございます。その他、国の補正予算等に伴う事業等を予算計上しておりますので、説明に当たりましては、目ごとに増減の重だったものについて御説明させていただきます。

それでは、38 ページをお願いいたします。第 1 款議会費、第 1 項議会費、第 1 目議会費につきましては、議会事務一般におきまして、旅費 112 万 2,000 円の減額などにより、全体で 142 万 6,000 円の減となっております。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費では、人事管理事業での人件費関連経費を含む 536 万 4,000 円の減額などにより、合計で 620 万 1,000 円の減でございます。

42 ページから 45 ページをごらんください。第 2 項企画費、第 3 目地域振興費は、地域振興事業での協働のまちづくり地域振興施設整備等補助金の未執行により 1,500 万円、交通輸送対策事業の生活交通実証実験運行業務委託料の減額などを主な要因といたしまして、目全体では 2,940 万 4,000 円の減でございます。

46 ページをお願いします。第 5 項選挙費、第 2 目町長選挙費は、町長選挙費の不用額 603 万 4,000 円の減でございます。

続きまして、48 ページをお願いします。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費から、60 ページの第 3 項児童福祉費、第 4 目留守家庭児童費までのうち、52 ページの第 1 項社会福祉費、第 3 目障害者福祉費の障害者自立支援事業の扶助

費 2,171万3,000円の増額を除くほとんどが執行残等の整理でございます。

60ページの下段でございますが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費から、64ページの第2項清掃費、第3目し尿処理費までは、執行残等の整理でございます。第1項の保健衛生費の合計が535万9,000円、第2項清掃費が3,631万2,000円の減で、この主な要因は廃棄物収集運搬事業と廃棄物中間処理最終処分事業の入札残等による2,157万6,000円の減や、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金1,381万7,000円の減などによるものでございます。

66ページをお願いいたします。第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目農地費は、緊急経済対策として国の補正予算により実施する町内3カ所の水路改修に要する経費900万円の増でございます。

68ページをごらんください。第7款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費は、矢野安浦線バイパス道路整備事業費に係る本町の事業負担金930万円の増でございます。第2目道路維持費では、緊急経済対策として国の補正予算により実施するカーブミラーなどの道路附属物点検を伴う道路維持管理事業や、町内の老朽化した舗装を修繕する(国庫)町道舗装修繕事業などの増額と執行残の差し引きにより9,219万1,000円の増。

70ページ下段からの第3目道路新設改良費は、全体的に執行残の整理と公共施設等整備基金繰入金減額に伴う財源更正などで2,531万7,000円の減、74ページの第4目橋梁維持費でも国の補正予算で実施する町内一円橋梁点検業務の増と執行残の整理との差し引きで610万円の減でございます。

76ページをお願いいたします。第4項都市計画費第3目公共下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金2,034万1,000円の減でございます。

78ページをお願いします。第8款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は、広島市消防局への委託料の減額により1,391万9,000円の減、第4目水防費は、こちらも国の補正予算で実施する防災備蓄倉庫建設事業の増と執行残の整理との差し引きで3,526万7,000円の増でございます。

82ページをお開きください。第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費ですが、東日本大震災復興特別会計予備費及び緊急経済対策として国の補正予算で追加交付される補助金の活用で実施する小学校大規模改造事業でございます。事業の内容は、熊野第一小学校の特別教室棟及び体育館、熊野第二小学校の普通教室棟及び特別教室棟、

熊野第三小学校の南校舎の耐震補強工事に必要な関連経費を計上しております。これらの経費と既存の執行残との差し引きにより1億9,476万4,000円の増となっております。

84ページをごらんください。第3項中学校費、第1目学校管理費は5,856万1,000円の増でございます。主な増加要因としては、先ほどの小学校費と同様に、中学校大規模改造事業での熊野東中学校の特別教室管理棟及び体育館の耐震補強工事に必要な関連経費を予算計上したもので、既存の執行残との差し引きによりこの予算額となっております。

続きまして、88ページをお願いします。第6項社会教育費、第1目社会教育総務費から、90ページの第7項保健体育費、第1目保健体育総務費までにつきましては、執行残の整理をしております。

90ページの下段の第11款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、当該年度借入分の利率の確定に伴う減額などにより238万7,000円の減でございます。

92ページをごらんください。第12款諸支出金、第1項基金費、第1目基金費につきましては、各基金の利子や林業振興対策事業で後年度に事業実施するための特定財源としての積立金で、全体で76万9,000円の増でございます。

以上が歳入歳出予算補正の内容でございます。

次に、繰越明許費についての説明をさせていただきます。8ページに戻っていただきたいと思っております。8ページです。お願いします。翌年度に繰り越して使用することができる経費を設定するものでございます。これら全ての事業は東日本大震災復興特別会計予備費、または緊急経済対策として国の補正予算で実施するもので、先ほども申しました地域の元気臨時交付金の対象事業となるもので、その一部が新年度に歳入されることとなっております。先ほど歳出でも御説明いたしました防災備蓄倉庫建設事業ほか6事業で、合計4億1,488万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、平成24年度熊野町一般会計補正予算(第4号)案の説明を終わります。

~~~~~  
副議長(久保隅) 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時からです。

(休憩 10時42分)

(再開 11時00分)

副議長(久保隅) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山吹議員。

9番(山吹) 8款の消防費の4目水防費の3,526万7,000円、これはどういう規模のものか、建物の形態等がわかれば教えていただきたいと思います。

副議長(久保隅) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) ただいまの費用は、今年度に予算化をして来年度に繰り越しをさせていただくと申しました防災倉庫の建築用の費用でございます。それで、工事請負費そのものにつきましては3,423万円ということになっております。若干ここは音声装置のこし工事をした減がありますので、ちょっと数字がイコールになってないということです。

それから今度建てる建物につきましては156平米を想定しております。今の金額です。場所についてはわかりでしょうか。そういうことでございます。

副議長(久保隅) 藤本議員。

7番(藤本) 国の緊急経済対策の中で防災無線とか、そこらあたりは今回は全然考えられないんですかね。

副議長(久保隅) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) このたびの先ほど元気の交付金に関しましては、まず24年度の補正予算で対応すること、それから必ずそれに国庫補助がつくこととそういう条件のものについて裏負担の一般財源に対する8割が補助金で来るというものでございます。し

たがって、今の防災無線に関しましては補助制度がなくて、起債制度しかございませんので、本事業には該当いたしません。

以上でございます。

副議長（久保隅） 中原議員。

12番（中原） 来年度、小学校、中学校、耐震とか大型補強が行われますよね。ある程度各学校全部やられるわけでしょう。スポーツ少年団とか、NPO法人とか、そういうところを使っていくのが多いので、予定をきっちり早目に組んでほしいと思うんですがね。そこらはいかがでしょうか。

副議長（久保隅） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 熊野第一小学校の体育館及び熊野東中学校の体育館の工事に関しましては、早目に関係者と計画を詰めさせていただきまして、配慮させていただきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 中原議員。

12番（中原） 体育館だけじゃなしに、要はグラウンドを、校舎をやりかえるいうたらグラウンドも使えんようになるわけじゃけね、全体が困難すると思うんですよね。ですから、早目な対応をお願いしときたいんですが、よろしくをお願いします。

副議長（久保隅） 佛圓議員。

14番（佛圓） 今の中原議員の質問と関連するんですが、東中学校の体育館の耐震工事をされるということですが、東中学校の体育館の照明が暗いということで、町の卓球連盟のほうからいつもあそこを使うことを懸念されておるわけですが、この際、照明をもうちょっと上げてもらうということはどうでしょうかね。

副議長（久保隅） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 体育館の照明の改善につきましては補助対象となっておりませんので、このたびの計画には含めておりませんが、当然球切れの状況がございます。それにつきましては買いかえさせていただく予定でございます。

以上です。

副議長（久保隅） ほかにありませんか。

山野議員。

10番（山野） 64ページなんですけれども、塵芥処理費の費用で廃棄物中間処理最終処分事業がかなり減額になってますよね、2,200万くらい。これはどういう理由でか。ごみが減ったというならいいんだろうけど。済みません。

副議長（久保隅） 沖田生活環境課長。

生活環境課長（沖田） この減額につきましては、中間処理及び最終処分事業、要は委託業務ですけれども、これの執行残。そしてもう一つあるのが、安芸地区衛生施設管理組合のほうで安芸クリーンセンターで焼却処理をしておるわけでございますけれども、これの負担金の減額という内容になってございます。

以上です。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） 安芸衛管の分の減額というのは、年度年度の末にこういう処理をされるんですか。ごみの量によってということですか。

副議長（久保隅） 沖田生活環境課長。

生活環境課長（沖田） 安芸地区衛生施設管理組合の負担金につきましては、前々年度の決算が翌年度の12月の組合議会のほうで確定いたしまして、その中で前の年の剰余額が固まります。それを受けまして各町の負担金が減額されるということで、12月の組合議会で議決されたものですから、この時期に減額するという形になります。

以上です。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） これは分担の分ける場合は、3町一律じゃなくて、そこそこの事情によってということなんですかね。

副議長（久保隅） 沖田生活環境課長。

生活環境課長（沖田） 安芸地区衛生施設管理組合のほうの安芸クリーンセンターにかかわります負担金につきましては、人口割となっておりますので、その剰余額に対して人口で案分した額が減額になるということになっております。

以上でございます。

副議長（久保隅） ほかにありませんか。

尺田議員。

13番（尺田） ちょっと聞くんですが、今期の執行残というのは総額で幾らある。

副議長（久保隅） 民法企画財政課長。

企画財政課長（民法） 例年、やはり2億から3億程度でございます。ということで、やはり今年度も2億ぐらいいはあるんじゃないかと思っております。

以上です。

副議長（久保隅） 尺田議員。

~~~~~  
13番（尺田） 今のこの時期に2億から3億あるといたら、5月の出納閉鎖のときにはもっとふえると思うね。そしたら熊野町はいわゆる先に、次に出るのかわからないけども、財調を取り崩して開発公社からものを買う。それをまた財調へ振りかえしたり、いろんな基金へ分配してるね。そしたら、役場のための基金をつくっているような気がするわけね。町民のための予算執行をしているわけじゃないような気がするわけ。

いわゆる今、余り早く執行残を削ってしまうと、佛圓議員が東中学校の体育館の照明を暗いから直してくれと、予算がありませんと。今、その予定がありませんと言うけども、照明を直すぐらいの金は出てくるんだ。余り早く執行残を落とすよりか。目、節の中でも款、項の中でも執行することはできるでしょう。この点をどういう形で基金の運用やら執行残を町民の福祉向上をするのに返していくのか。ここを具体的に教えてほしいんだ。

~~~~~  
副議長（久保隅） 内田総務部長。

~~~~~  
総務部長（内田） 議員御指摘のとおり、予算の執行において年度末におきまして多額の執行残が出るという形につきましては、予算の編成時における問題点もあろうかと思いますが、現時点の予算の訂正におきましては、各種のことにつきまして積み上げた設計の中で、特に工事関係経費につきましては設計額をもとに予算を計上しているということもございまして、その後の入札においてその関係経費が減額するということが伴って、大きな形の減額の部分もあります。

また、当初言われるように全体予算を編成するために基金を取り崩して財源として入れてることも事実でございます。それがまた年度が終わりました段階で、またそこに返していくということもやってる事実もございます。そういった形のもの、なるべく厳密な計算をさせてもらいながらやっていかなきゃいけないという認識は持って仕事をしたいと考えております。

また、今般の体育館の照明につきましては、これにつきましてはまた現状の予算の中では款、項という形の中を超えた形での運用ということもあつたりすることもございますので、いろいろな形の中で今御指摘のことにつきましては、また検討させていただきながら取り組みさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 尺田議員。

13番（尺田） 説明がちょっと声が小さくて耳に届かなかったんだけど、いわゆる初めから町道に認定するにしても、何年も積み重ねていて、このたび一遍に町道認定に議案として出すのは、余りにも無責任だし、それで執行残が設計だ、入札だという形で残ったからといっても、それは町民に対して不誠実だと思う。どうしてかと言うと、何か町民の皆さんが役場に仕事をお願いをしに来たときに、職員から出る言葉は予算がないという言葉が一番先に出るんだ。そのときに職員だけじゃない、議員、この中におる人間も多くはそれを味わってきてるの。

以前、西村町長から平本町長に移ったときには、財調がなくなってたんだよ、はっきり言って。いわゆる筆の里工房やら、そして日本一福祉の町構想や何か、ああいうことばかりがあって、ある程度財調がなくなって、減っていて、銭がなかった、ありませんという言葉はまだわかるんだよ。でもこのたびのように、財調11億円も取り崩して、そしてまたマネーロンダリングみたいな感じで内部保留金として置くことが、熊野町の健全な財政の運営からしていいことか悪いことか、もう一度真剣に考えてもらいたいし。

内部保留金にするよりも、やはり今出来庭地区の石風呂池のところを1メートルなら1メートルぐらい買わせてもらって、交渉して、中学生やら小学生があそこを歩道並びに自転車通学が安全にできるような自転車の何をつくることも考えるべきだと思う。内部保留、内部保留で、そして1年間の予算がもうなくなりましたというんじゃ、誰のための基金なのか。

じゃあ、内田君に聞こう。財調を10億円でいいという発想が民法君から出たよね、前回の協議会で。あんたか。じゃあその10億円でいいという根拠は何なんだ。

副議長（久保隅） 立花副町長。

副町長（立花） 財政調整基金がおおむね10億ということはあるんですが、これは当初予算を組んで事業を執行するときに、例えば工事請負費とか、工事入札をします。そのときに例えば1億の工事の発注をしたときに、2週間で4割を払わないけんということ

があります。最初、税等でも歳入としてはそれは計画としてはありますけれども、実際に国費が入ってくるのは12月ぐらいです。起債が入ってくるのが5月ぐらいです。それまで運用するために財調として10億程度あれば、1年間事業が4月から動けるということで、10億という認識はそのように考えております。

以上です。

副議長（久保隅） 尺田議員。

13番（尺田） そういう論法を何回聞いたかわからないけども、平本町長のときは大体十五、六億が常に財調にあったわけよ。そして病気になる前が大体十七、八億か、財調が。一遍に10億の程度まで財調を削らなくてもいいんじゃないかと思う。それは10億でも。だから今の副町長の答弁は、かつての財政の運営と考え方が違ってきたのかね。

副議長（久保隅） 立花副町長。

副町長（立花） 基金につきましては、1月末現在で28億程度ございます。財調につきましては一応19億ということになっておりますが、これから熊野町の今後の計画から言いますと、まず西公民館がございます。西公民館は相当経費がかかると思います。それから、各学校なんですけど、今は耐震補強をしてる状況です。今度は大規模改造が入ってきます。それを考えますと、財調はある程度、財調そのものはいいいですが、目的基金ですね、公共施設等整備基金とか、ほかの目的基金をある程度積んでおかないと、将来的に破綻する可能性が出てくるということも考えております。学校の大規模改造はこれから入ってきますが、これは相当一般財源にかかるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

以上です。

副議長（久保隅） 尺田議員。

13番（尺田） じゃあこっちのアベノミクスやなんかで補助金が入ってくるんだよね、

国やら県からの、事業をすると。ことしは例年より多いと思うんだよね、耐震工事にしても。要る要る言うたって、今の公共施設基金でも4億ぐらいあるじゃん。その上またやったら、大方7億ぐらいの予算規模になるんだろうと、基金が発生するんだろうと思う。だから、それだったら、西公民館が5億かかっても、それで大規模工事に何億かかっても、ある程度消化できるじゃん。思わない。交付金が入ってきたり、補助金が入ってきたりしたら、そののところがどういうぐあいに考えてるの。

副議長（久保隅） 立花副町長。

副町長（立花） 一応、ものの考え方として、我々が考えているのは、この大規模改造というのは今の学校関係ですが、中学校2校、小学校4校ございますが、これはほとんど、ある程度は手をつけておりますけれども、耐震補強というのは国の方針では27年度までに全部終えなさいよというような意向があったと思います。ところが、熊野の計画としては27年度ではちょっと無理があると、財政的に。それで29年度程度かかるというふうに踏んでおりましたが、今回、地域の元気特別交付金というようなことがございましたので、一挙に27年度までに完了しようということで、今進めてます。前倒しということでございます。

それから、先ほど申し上げました西公民館についてもこれから調整してまいりますけれども、西公民館が済んだら今度は東をどうするかということも出てきます。そこらも議会と相談させていただきながら、事業を進めていく上で、ある程度の目的基金なり、財調というのはキープしておく必要があるというふうに考えております。

以上です。

副議長（久保隅） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。本案については、原案のとおり決すること

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

副議長(久保隅) これより日程第9、議案第11号、平成24年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第11号、平成24年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ331万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億4,427万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、共同事業交付金8,150万4,000円の増額、県支出金3,834万5,000円、繰入金3,287万5,000円の減額などがございます。

歳出の主な内容は、保険給付費6,838万5,000円の増額、共同事業拠出金6,625万9,000円の減額などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長(久保隅) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

副議長（久保隅） これより日程第10、議案第12号、平成24年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

町長（三村） 議案第12号、平成24年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ3,679万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億7,423万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、減額する歳出との調整により、繰入金2,034万1,000円、町債1,580万円などを減額するものでございます。

歳出の主な内容は、総務費、総務管理費1,881万7,000円、事業費、下水道事業費1,797万5,000円などを減額するものでございます。

また、第2条の地方債の補正では、流域下水道事業債を180万円に、公共下水道事業債を1億360万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

副議長（久保隅） これより日程第11、議案第13号、平成24年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

町長（三村） 議案第13号、平成24年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ374万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億914万7,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料524万4,000円の増額、繰入金91万9,000円の減額などをするものでございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金456万5,000円の増額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

副議長（久保隅） これより日程第12、議案第14号、平成24年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第14号、平成24年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきまして御説明を申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ9,660万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億6,588万4,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、支払基金交付金3,705万2,000円、国庫支出金2,525万6,000円、繰入金1,266万9,000円などを減額するものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費9,250万6,000円、地域支援事業費286万9,000円などを減額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を914万7,000円とするものでございます。

歳入の内容は、サービス収入18万4,000円、繰入金41万6,000円を減額するものでございます。

歳出では、事業費60万円の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。本案については、原案のとおり決すること

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

副議長(久保隅) これより日程第13、議案第15号、平成24年度熊野町上水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第15号、平成24年度熊野町上水道事業会計補正予算(第3号)案につきましては、収益的収入予定額を312万3,000円減額し、総額を4億9,447万7,000円に、収益的支出予定額を573万5,000円減額し、総額を4億6,783万3,000円とし、また資本的収入予定額を41万3,000円減額し、総額を1億8,723万4,000円に、資本的支出予定額を1,284万1,000円増額し、総額を1億4,832万9,000円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、来年度以降で計画している老朽管改修工事に備え、基金を増額するものでございます。

減額の主な内容といたしましては、県用水受水費の執行残見込み額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長(久保隅) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

副議長(久保隅) お諮りします。これより日程第14、議案第16号、平成25年度熊野町一般会計予算について、日程第15、議案第17号、平成25年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第16、議案第18号、平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について、日程第17、議案第19号、平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第18、議案第20号、平成25年度熊野町介護保険特別会計予算について、日程第19、議案第21号、平成25年度熊野町土地取得特別会計予算について、日程第20、議案第22号、平成25年度熊野町上水道事業会計予算についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって日程第14、議案第16号から日程第20、議案第22号までを一括議題とすることに決定しました。

~~~~~

副議長(久保隅) これより日程第14、議案第16号から日程第20、議案第22号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第16号から第22号まで、一括して提案理由の御説明を申し上げます。平成25年度歳入歳出予算書をごらんください。

まず、議案第16号、平成25年度熊野町一般会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,408万6,000円とするものでございます。

歳入ですが、主な内容といたしましては、町税22億6,130万4,000円、地方交付税19億4,006万4,000円、国庫支出金10億172万7,000円、県支出金5億1,358万7,000円、繰入金5億6,368万5,000円、町債4億4,760万円などがございます。

次に歳出ですが、主な内容といたしましては、総務費が9億5,577万6,000円

で全体の12.8%、民生費が28億7,506万円で、主に社会保障費給付費関連に要する経費などとなっており、38.5%を占めております。土木費が9億3,216万6,000円で12.5%を占めており、これらは深原地区の町有地造成に関連する経費、町道の新設・改良・維持に要する経費、このほか新たに実施する子育て定住促進事業などの経費を含んでおります。消防費は3億629万8,000円で4.1%を占め、経常的に必要な消防活動費や、災害に備えた経費となっております。教育費は7億5,965万5,000円で10.2%を占めており、引き続き学力向上対策を推進していく経費とともに、懸案事項であった町民体育館の屋根の改修経費などを含んでおります。公債費が6億6,783万7,000円で8.9%でございます。

また、第2条で2件の債務負担行為を、第3条では地方債2件を提示させていただいております。

次に、議案第17号、平成25年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億4,215万8,000円とするものがございます。

歳入の主な内容は、国民健康保険税6億1,208万8,000円、国庫支出金4億9,671万2,000円、前期高齢者交付金14億7,062万4,000円、繰入金1億6,664万2,000円などがございます。

歳出の主な内容は、保険給付費24億3,534万8,000円、後期高齢者支援金等3億7,175万8,000円、共同事業拠出金3億4,408万3,000円などがございます。

次に、議案第18号、平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,332万円とするものがございます。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2億6,117万4,000円、国庫支出金5,500万円、繰入金3億3,353万円、町債2億1,660万円などがございます。

歳出の主な内容は、総務費1億9,469万円、事業費1億8,293万7,000円、公債費5億469万3,000円などがございます。

次に、議案第19号、平成25年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,810万5,000円とするものがございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料2億1,953万2,000円、繰入金2億

9,750万7,000円などでございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金5億1,560万円などでございます。

次に、議案第20号、平成25年度熊野町介護保険特別会計予算案ですが、保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,743万5,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険料5億1,419万2,000円、支払基金交付金5億6,902万7,000円、国庫支出金3億6,661万2,000円、県支出金2億8,971万5,000円、繰入金2億7,696万2,000円などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費が19億4,666万3,000円、地域支援事業費5,115万3,000円などでございます。

介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ810万8,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、サービス収入644万5,000円、繰入金166万3,000円でございます。

歳出の内容は、事業費810万8,000円でございます。

次に、議案第21号、平成25年度熊野町土地取得特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,120万3,000円とするものでございます。

歳入の内容は、繰入金22億1,120万3,000円でございます。

歳出の内容は、土地取得事業費11億720万3,000円、諸支出金11億400万円でございます。

次に、議案第22号、平成25年度熊野町上水道事業会計予算案ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入総額を4億8,483万円、収益的支出総額を4億6,767万9,000円とするものでございます。また、資本的収入及び支出では、資本的収入総額を9,240万6,000円、資本的支出総額を1億1,385万1,000円とするものでございます。

以上が、一般会計と5つの特別会計及び上水道事業会計についての提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま提案されました平成25年度熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、平成25年度熊野町一般会計予算及び各特別会計予算並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決しました。

暫時休憩します。

（休憩 11時48分）

（再開 11時51分）

~~~~~

副議長（久保隅） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長及び副委員長は、副議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員長及び副委員長は、副議長において指名することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長に山吹議員、副委員長に時光議員を指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって予算特別委員会の委員長に山吹議員、副委員長に時光議員を指名することに決定しました。

~~~~~

副議長（久保隅） これより日程第21、発議第1号、ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

沖田議員。

~~~~~

1 番（沖田） ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案について、提案理由を説明いたします。

我が国の B 型、C 型肝炎感染者、患者は約 350 万人と推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による医原病とされます。B 型、C 型肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに行進する重大な病気です。国の責任と患者救済の責務が明記された肝炎対策基本法ができましたが、平成 20 年 1 月に成立した特定血液製剤による C 型肝炎感染者に救済給付金を支給する特別措置法では、カルテなどによる血液製剤投与への証明が条件のため、裁判で救済される薬害患者は数千人とされます。B 型肝炎感染者への給付金支給に関する特措法が成立しましたが、母子感染ではないという証明などの条件を満たして裁判で救済されるのは数万人とされます。大多数の患者、遺族は何の補償もなく、高い医療費負担や治療に苦しみ、毎日平均 120 人が亡くなっており、国が被害を償い、感染者が安心して治療を続けられるよう、治療と生活を支える公的支援制度を確立することが一日も早く求められています。

肝炎対策基本法は、国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎治療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとするもののほか、肝炎予防、肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝炎患者、家族への支援などの肝炎対策に取り組むよう求めています。

そこで被害にあえぐ患者を救済するために、速やかに必要な措置をとるよう、国会及び政府へ意見書の提出を求めるというものであります。

~~~~~

副議長（久保岡） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保岡） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保岡） これをもって討論を終結します。

これより発議第 1 号について採決します。本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、発議第1号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。お疲れさまでございました。

(散会 11時55分)